

平成30年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験を次のとおり実施します。

平成30年7月17日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

平成30年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験案内

平成30年7月17日

奈良県人事委員会

受付期間 平成30年8月17日（金）午前9時～9月11日（火）
正午

第1次試験日 平成30年9月23日（日）

第1次試験会場 奈良県立郡山高等学校

※試験の詳細は、人事委員会事務局ホームページの「奈良県・市町村土木職員採用共同試験」のページ（<http://www.pref.nara.jp/42115.htm>）をご確認ください。なお、この試験案内で「ホームページ」と記載した箇所は、上記を指します。

<土木職員（土木技術職員）とは>

各自治体において、土木に関する専門的な知識や技術等の能力を生かして、道路や橋梁、上下水道といった公共建造物の設計・施工、維持管理や修繕、まちづくりといった土木に関する専門的な行政事務に従事します。

また、各自治体の地理的特性による業務や風水害等への緊急対応に従事することがあります。

平成30年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験を次のとおり行います。

1 試験職種、各自治体の採用予定人員等

試験職種	自治体名	採用予定人員	志望自治体の選択方法
	奈良県	2人程度	①試験職種を1つ選択してください。 ②選択した試験職種に属する自治体の中から、

I 種	葛 城 市	1 人程度	<p>採用を志望する順に第1志望から第3志望までの自治体を選択してください。</p> <p>※ 志望する自治体が1団体のみの場合は第2志望以降の自治体を、志望する自治体が2団体の場合は第3志望の自治体を選択する必要はありません。</p> <p>③第1志望から第3志望までの自治体を全て選択した場合で、かつ、第3志望までの自治体以外の自治体でも採用を志望する場合に限り、「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択することができます。</p> <p>※ 後期日程の受験希望者は、後期日程に参加する自治体の中から再度志望自治体を選択できますが、受験申込の際に選択した試験職種は変更できません。</p> <p>※ 前期日程第1次試験で合格となった自治体を後期日程で再び志望することはできません。また、後期日程で「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択していても、前期日程第1次試験で合格となった自治体の第1次試験合格者となることはありません。</p>
	川 西 町	1 人程度	
	田 原 本 町	1 人程度	
	野 迫 川 村	1 人程度	
II 種	山 添 村	1 人程度	
	大 淀 町	1 人程度	
	天 川 村	1 人程度	
	十 津 川 村	2 人程度	
	川 上 村	1 人程度	

※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。

※ 受験者の試験の成績が一定以下の場合、合格人数が採用予定人員を下回ることがあります。

※ 採用予定人員は、前期日程・後期日程を合わせた人数です。各自治体が前期日程で採用予定人員を確保できた場合、後期日程は実施しません。また、採用予定人員を確保できない場合でも後期日程を実施しないことがあります。

※ 複数の試験職種を申し込むことはできません。詳細は「5 受験手続」をご確認ください。

2 受験資格

(1) 次の各試験職種の受験資格に該当する人

試験職種	受 験 資 格
I 種	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
II 種	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 採用を志望する自治体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

3 試験日時・試験会場

試 験	種 目	試 験 日 時	試 験 会 場
-----	-----	---------	---------

第1次 試験	教養試験 専門試験	平成30年9月23日(日) 受付開始 午前8時10分 試験開始 午前9時20分 試験終了 午後1時45分頃 (Ⅱ種試験) 午後2時15分頃 (Ⅰ種試験)	奈良県立郡山高等学校(大和郡山市城内町1-26)
第2次 試験	口述試験 論文試験 適性検査等	<p>【前期日程】 平成30年10月20日(土)から同年12月20日(木)までの期間中で各自治体が定める日時 (各自治体から第1次試験合格者に通知します。)</p> <p>【後期日程】 平成31年2月1日(金)から同年3月31日(日)までの期間中で各自治体が定める日時 (各自治体から第1次試験合格者に通知します。)</p>	各自治体が定める会場 (各自治体から第1次試験合格者に通知します。)

※ 後期日程は実施しないことがあります。

※ 自治体によっては、第3次試験等を実施することがあります。

4 試験の方法、内容及び合否決定の方法

(1) 第1次試験

ア 第1次試験は、次のとおり共同で実施します。

<Ⅰ種試験>

試験	種目	配点	内容・出題分野
----	----	----	---------

筆記試験	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。40題出題し、全て必須解答です。(2時間)
			出題分野 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
筆記試験	専門試験	100点	土木の専門的知識及び能力について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。30題出題し、全て必須解答です。(2時間)
			出題分野 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び材料・施工

< II種試験 >

試験	種目	配点	内 容
筆記試験	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による試験を行います。40題出題し、全て必須解答です。(2時間)
			出題分野 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
筆記試験			

	専門試験	100点	土木の専門的知識及び能力について、高等学校業程度で択一式による試験を行います。30題出題し、全て必須解答です。 (1時間30分)
			出題分野 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学及び土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工

イ 第1次試験の合否は、次のとおり決定します。

第1次試験合格者は、試験日程（前期・後期）及び試験職種（Ⅰ種・Ⅱ種）ごとに、9月23日（日）に実施する第1次試験（筆記試験）の成績及び志望自治体により決定します。

日 程	内 容
前 期 日 程	<p>○教養試験、専門試験の合計得点（200点満点）により、高得点の受験者から順に、受験者が選択した志望自治体を優先し、各自治体ごとの合格者を決定します。このため、第1志望の自治体で不合格となっても、第2志望あるいは第3志望の自治体で合格となることがあります。</p> <p>○第3志望までの自治体に不合格となっても、受験申込時に「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択していた場合、第3志望までの自治体以外の自治体で合格となることがあります。</p> <p>※ 自治体によっては、専門試験に合格基準を設ける場合があります、合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。</p>
	○前期日程と同様の方法により、決定します。

後期日程	ただし、前期日程第1次試験で合格となった自治体がある場合、後期日程では、当該自治体の第1次試験合否決定の対象とはなりません。
------	--

(2) 第2次試験（Ⅰ種・Ⅱ種試験共通）

ア 第2次試験は、次のとおり各自治体が個別に実施します。

前期及び後期日程それぞれの期間中に、各自治体が個別に試験を実施し、最終合格者を決定します。（自治体によっては、それぞれの期間中に、第3次試験等を実施し、最終合格者を決定する場合があります。）

ただし、後期日程は、前期日程で採用予定人員を確保できなかった場合で、かつ、自治体が必要と判断した場合に実施します。

<Ⅰ種・Ⅱ種試験及び前期・後期日程共通>

試験種目	配点・内容
口述試験 論作文試験 適性検査等	各自治体によって、実施する試験種目が異なりますので、各自治体のホームページ等で確認してください。

イ 第2次試験の合否（Ⅰ種・Ⅱ種試験及び前期・後期日程共通）は、各自治体が、第2次試験の成績に基づき、各自治体が定める合格決定基準により決定します。

5 受験手続

申込受付期間	8月17日（金）午前9時～9月11日（火）正午 ※申込受付最終日はシステムが混み合う恐れがあるため、余裕を持って手続してください。
申込方法	インターネットによる電子申請（スマートフォンからの申込みも可能です。）

※インターネット申込ができない方は、必ず8月29日（水）正午までに人事委員会事務局まで連絡してください。
--

- ※ 申込みができる試験職種はⅠ種又はⅡ種のいずれか一つに限ります。
- ※ 試験職種、志望自治体及び志望順位については、人事委員会事務局で申込みを受理した後は、理由の如何を問わず変更を認めませんので、内容を十分確認の上、申し込んでください。
- ※ 同一の受験者から複数の申込みがあった場合は、申込みが受理される前に受験者が取下げた場合を除き、最初に行われた申込みを有効とします。
- ※ 申込みから受理までに要する時間、処理状況の確認方法及び申込みの取下げ方法については、ホームページをご確認ください。

【注意】 志望自治体の選択について（前期・後期日程共通）

- ◎選択した試験職種のうち、採用を志望する順に第1志望から第3志望までの自治体を選択してください。教養試験及び専門試験の合計得点により、第1志望の自治体で不合格の場合でも第2志望あるいは第3志望の自治体で合格となる場合があります。
- ◎第1志望から第3志望までの自治体を選択した場合で、かつ、第3志望までの自治体以外の自治体でも採用を志望する場合に限り、「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択することができます。
- ◎志望する自治体が1団体のみの場合は、第2志望以降の自治体を、志望する自治体が2団体の場合は、第3志望の自治体を選択する必要はありません。

[インターネットによる受験申込手続の流れ]

(1) 利用者登録

- ア ホームページの[申込方法]内、[申込みはこちら（電子申請システム）]を選択し、電子申請システムに接続してください。
- イ 利用者登録がまだお済みでない方は、画面上部の[利用者登録]をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えておいてください。）
- ※ 利用者登録をせずに受験申込をすることもできますが、なるべく登録されることをお勧めします。

(2) 受験申込

ア (1)で登録した利用者ID及びパスワードによりログインの上、[手続き申込み] → [手続き一覧]の中から[平成30年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験]を選択し、受験申込手続きを行ってください。

イ 申込完了後、すぐに申込完了通知メールが自動送信されます。

※ 申込完了通知メールに記載されている整理番号とパスワードは、受験票のダウンロードに必要です。申込完了通知メールは削除せず、大切に保管してください。

※ 申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、必ず人事委員会事務局まで問い合わせてください。(申込完了通知メールが届かない場合は、申込みは完了していません。)

(3) 受験票の印刷

申込内容の審査が完了すると、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの)を貼って試験当日に持参してください。

※ 審査完了通知メールは原則として申込締切後に送付します。審査完了通知メールが9月12日(水)午後5時までに到着しない場合には、必ず9月13日(木)午後5時までに人事委員会事務局まで問い合わせてください。

6 受験上の配慮

身体障害者手帳等を有する人等で、拡大文字による受験、手話通訳、車椅子の使用等を希望する場合は、申込時に特記事項欄に内容を入力してください。併せて、必ず申込期間中に県人事委員会事務局まで電話又は「お問い合わせフォーム」(<https://www.secure.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1537>)により連絡してください。なお、申込期間中に連絡が無い場合は、対応できません。

※ 職務の専門性から、点字による受験はできません。

7 合格発表

【前期日程】

区 分	時 期	方 法
-----	-----	-----

第1次試験 合格者発表	平成30年10月19日（金）午後2時（予定）	ア 県人事委員会 奈良県庁、奈良県奈良総合庁舎及びホームページに、合格者の受験番号及び合格先自治体を掲示します。 イ 各自治体 当該自治体の合格者に通知します。
第2次試験 合格者発表	各自治体の試験実施後、発表します。	各自治体から当該自治体の合格者に通知します。

【後期日程】 ※後期日程を実施する場合があります。

区 分	時 期	方 法
第1次試験 合格者発表	平成31年1月31日（木）午後2時（予定）	ア 県人事委員会 奈良県庁、奈良県奈良総合庁舎及びホームページに、合格者の受験番号及び合格先自治体を掲示します。 イ 各自治体 当該自治体の合格者に通知します。
第2次試験 合格者発表	各自治体の試験実施後、発表します。	各自治体から当該自治体の合格者に通知します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各自治体それぞれの手続きに基づき、採用されます。
- (2) 採用は、原則として平成31年4月1日以降の予定です。ただし、学校の既卒者については、平成31年4月1日より前に採用されることがあります。

(3) 受験申込の内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

9 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

(1) 日本国籍を有しない人は、公権力の行使に携わる職又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(2) 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない場合には採用されません。

10 給与

初任給は、各自治体の条例等の規定により定められた額（大学新卒の場合161,400～185,800円程度、高等学校新卒の場合146,100～151,500円程度）が支給されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

11 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり、第1次試験（前期・後期日程共通）については奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、直接、県人事委員会事務局までお越しください。

また、第2次試験結果の開示については、受験した各自治体の個人情報保護条例等に基づき実施しますので、開示の方法、期間、場所等は各自治体に問い合わせてください。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間
	後期日程に		後期日程第1次試験合格者発表の日から1月間	

第1次 試験	係る第1次 試験の合格 者を除く全 ての受験者	第1次試験の総 合得点、種目別 試験結果及び順 位	(平成31年1 月31日(木) から同年2月2 8日(木)まで (予定))	県人事委員会事務局 (奈良市法蓮町757) 午前9時から午後5時 まで(土曜日、日曜日 及び祝日は受付してお りません。)
	後期日程に 係る第1次 試験の合格 者		各自治体の後期 日程の最終合格 者発表の日から 1月間	
第2次 試験	開示の方法、期間、場所等は各自治体に問い合わせてください。			

12 その他

(1) 9月23日(日)に実施する第1次試験(筆記試験)当日は、次のものを必ず持参してください。

- ・受験票(写真を貼ったもの)
- ・筆記具(HB又はBの鉛筆(シャープペンシルも可)数本、黒のボールペン及び消しゴム)
- ・昼食
- ・上ばき(スリッパ等)及び下ばき入れ

※筆記具、上ばき及び下ばき入れは貸与しません。

(2) ホームページに受験申込状況等の情報を提供します。

(3) 災害等で試験が実施できない場合等の緊急のお知らせは、ホームページに掲載します。

【試験の概要】

(1) 前期日程と後期日程(Second Chance)について

9月23日(日)に実施する第1次試験(筆記試験)を受験すると、前期日程(第

1次及び第2次試験)で不合格となっても、筆記試験の成績により後期日程第1次試験で合格し、各自治体を実施する第2次試験を受験できる場合があります。

ただし、前期日程と後期日程で同じ自治体に第1次試験合格となることはありません。

注 意	<ul style="list-style-type: none">●後期日程は、前期日程において各自治体の採用予定人数を確保できなかった場合で、かつ必要と判断した場合にのみ実施しますので、後期日程に参加しない自治体があります。●後期日程に参加する自治体がない場合は、後期日程は実施しません。●この試験案内で「第2次試験」とは、各自治体の最終合格者を決定する試験を指します。自治体によっては、最終試験として第3次試験等を実施する場合があります。
--------	--

[前期日程と後期日程の流れ]

- ① 受験者は、9月23日(日)に実施する第1次試験(筆記試験)を受験します。
 - ② 筆記試験の成績及び志望自治体等により、各自治体ごとの前期日程第1次試験合格者を決定します。
 - ③ 前期日程第1次試験合格者は、合格となった各自治体の前期日程第2次試験を受験します。
 - ④ 各自治体は、前期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。
(以下、後期日程を実施する自治体がある場合)
 - ⑤ 県人事委員会事務局は、後期日程の受験対象者に対し、後期日程を実施する旨を通知し、受験の意思及び志望自治体の確認を行います。
- ※ 申込時に選択した試験職種(I種・II種)は変更できません。
- ※ 前期日程第1次試験で合格となった自治体を後期日程で再び志望することはできません。
- ⑥ 後期日程を受験する意思を示した方を対象に、筆記試験の成績及び志望自治体等により、各自治体ごとの後期日程第1次試験合格者を決定します。
 - ⑦ 後期日程第1次試験合格者は、合格となった各自治体の後期日程第2次試験を受験します。

⑧ 各自治体は、後期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。

(2) 後期日程第1次試験の受験対象者

後期日程の第1次試験は、9月23日（日）に実施する第1次試験（筆記試験）を受験した方で、次の①～④のいずれかに該当する方を対象とします。

- ① 前期日程第1次試験に不合格の方
- ② いずれかの自治体の前期日程第2次試験を受験したが、不合格の方
- ③ いずれかの自治体の前期日程第1次試験合格者となったが、当該自治体の前期日程第2次試験を受験しなかった方
- ④ 前期日程でいずれかの自治体の最終合格者となった方で、平成30年12月26日（水）正午までに採用辞退届を最終合格自治体に提出した方

※ 後期日程に参加する自治体の状況により、上記に該当しても受験対象とならない場合があります。

(3) 後期日程を実施する場合の対象者への通知及び手続

後期日程を実施する場合、平成30年12月末頃に後期日程第1次試験の受験対象者に対して通知します。（県人事委員会事務局から文書及び電子メールで送付予定）

後期日程の受験を希望する方は、上記に同封した「受験意思・志望団体確認書」に必要事項を記入し、下記の方法により提出してください。

※期限までに提出がない場合、後期日程を受験する意思がないものとみなします。

提出書類：「受験意思・志望団体確認書」

提出方法：簡易書留で下記宛てに郵送

提出先：〒630-8113 奈良市法蓮町757番地 奈良県人事委員会事務局

提出期限：平成31年1月15日（火）必着

※期限を過ぎて到着したものは受付しませんのでご注意ください。

(4) 第1次試験の合否決定

第1次試験合格者は、試験日程（前期・後期）及び試験職種（Ⅰ種・Ⅱ種）ごとに、

9月23日（日）に実施する第1次試験（筆記試験）の成績及び志望自治体により決定します。

(5) 第2次試験の実施期間

各自治体は、以下の期間中に個別に第2次試験を実施し、最終合格者を決定します。

日 程	第 2 次 試 験 実 施 期 間
前期日程	平成30年10月20日（土）から同年12月20日（木）まで
後期日程	平成31年2月1日（金）から同年3月31日（日）まで